

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果

本事業は、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、条例第48号）第2条に定める指定開発行為の第1種行為で、川崎市が実施主体となる事業であることから環境配慮計画書を作成し、平成28年3月10日に川崎市長に提出した。なお、環境配慮計画書の作成は、当該計画の策定過程における、できる限り早期の段階で行うこととなっている。

環境配慮計画書における対象計画案の考え方及び選定した環境要素の項目は、以下に示すとおりである。

＜対象計画案の考え方及び選定した環境要素の項目＞

- ・本事業では「位置・規模」、「配置・構造」^{注)}について、市民代表等で構成される公開の外部委員会での検討や、パブリックコメントによる市民意見の聴取が行われており、複数の案を設定した上で上記の検討や意見聴取が行われた結果、上位計画にあたる「川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」及び「川崎市本庁舎等建替基本計画」において1案に絞り込まれた経緯があるため、本事業の対象計画案は単一案とした。
- ・事業特性から抽出した事業実施による供用時の環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている環境要素の項目の中から電波、ビル風、日照、緑化地、都市景観、利用者に優しい公共施設について調査、予測及び評価を行った。なお、選定した環境要素の項目のうち、ビル風、都市景観は事業特性及び地域特性を踏まえて重要と考える項目（重点項目）とした。

また、環境配慮計画書における環境影響の評価の内容は、表2-1(1)～(3)に示すとおりである。

選定した環境要素の項目は予測結果を踏まえ、環境配慮計画書時点で検討した環境配慮事項を講じることにより、その影響は低減され、保全目標を満足するとしており、本事業は計画地及びその周辺の環境への影響に対し、実行可能な範囲で適切に配慮した計画であると評価している。なお、重点項目としたビル風及び都市景観については、今後の計画の詳細検討にあたり、更なる環境配慮事項を検討することとしている。

注) 「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）においては、環境配慮計画書では「位置・規模」、「配置・構造」等について複数の案を明らかにし、複数の案の設定が困難な場合には、その理由等を記載することとされている。

表2-1(1) 環境影響の評価の内容

環境要素の項目	環境影響の評価の内容
電 波	<p>地上デジタル放送の遮へい障害は、東京スカイツリーからの到来電波については計画地の南西方向、東京タワーからの到来電波については計画地の南南西方向、横浜局からの到来電波については、計画地の東北東方向に発生する可能性があるとして予測する。また、反射障害は、東京スカイツリーの到来電波については北北東方向及び南方向、東京タワーからの到来電波については北北東方向及び南南西方向、横浜局からの到来電波については北西方向及び南東方向に発生する可能性があるとして予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害は、北東～北北東方向に発生する可能性があるとして予測する。</p> <p>本事業では、工事の進捗により本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施し、影響を解消することから、計画地及びその周辺のテレビ電波は、良好な画像が保たれると評価する。</p>
建造物影響 ビル風	<p>建設後（防風対策後）の風環境は、計画地西側の砂子4号線、東側の宮本町1号線、南側の川崎府中線（主要地方道9号）において、ランク2の領域が生じると予測するが、計画地及びその周辺の用途として、許容される風環境であると考えられる。</p> <p>今後、計画の詳細検討にあたっては、今回の予測結果を参考にしながら、建物形状、防風植栽の樹種選定等に留意するとともに、植栽について適正な維持管理計画を策定することから、計画建築物によるビル風害が計画地周辺の用途として許容される範囲内に抑制されると評価する。</p>
日 照	<p>冬至日の平均地盤面±0mにおける計画建築物による日影は、計画地敷地境界から北西側約760mより北側約180mを経て北東側約790mに及ぶ範囲に生じると予測する。また、日影が生ずることによる影響に特に配慮すべき施設等における計画建築物による日影の程度は、女躰神社幼稚園は0時間以上1時間未満、発達相談支援センターは1時間以上2時間未満、Melk川崎砂子Officeは2時間以上3時間未満、精神保健福祉センターは3時間以上4時間未満であると予測する。</p> <p>関係法令に基づく冬至日の平均地盤面+4mにおいて、計画建築物による3時間以上の日影は計画地敷地境界から北側約70mまでの範囲、5時間以上の日影は計画地敷地境界から北側約35mまでの範囲に生じると予測するが、計画地及びその周辺は広範囲において商業地域に指定されており、日影規制の対象外である。また、3時間以上の日影が規制されている地域においても、日影の時間は1時間未満であるため、計画建築物による日影が周辺地域に与える影響は、日影規制の水準と比較して限定的であり、住環境に対する著しい影響は生じないと評価する。</p>

表2-1(2) 環境影響の評価の内容

環境要素の項目		環境影響の評価の内容
緑	緑化地	<p>本事業は、市域緑化の先導的役割を担う公共・公益施設であることを踏まえ「建築敷地面積（本庁舎敷地面積：約 6,131m²）の 20%以上」の緑化面積率かつ「指定開発行為に係る面積（区域面積：約 7,825m²）の 15%以上」の緑被率を目標とする。本事業（新本庁舎の整備事業）に先行し、防災対策の事業として平成 28 年の秋口から着手する現本庁舎の上屋の解体工事に伴い、植栽は伐採（一部は移植）することとなるが、今後の基本設計の中で地盤面における緑化、大景木植栽及び屋上緑化等を積極的に検討し、上記の目標を満足するよう設計するため、新本庁舎及び第 2 庁舎跡地広場においては、目標を満足する緑化面積が確保されると予測する。</p> <p>本事業では、総合設計制度を活用して、本庁舎敷地の外周には緑を配置した歩道状空地を確保するとともに、第 2 庁舎跡地に「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木を配置することにより、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において川崎駅と富士見公園（緑の拠点）とを結ぶ「緑の散策路」に位置付けられている計画地南側の川崎府中線（主要地方道 9 号）との連続性に配慮することから、緑の保全・創出・育成が進められ、緑のネットワークが市域全体に広がり、良好な環境と安らぎが得られると評価する。</p>
都市 アメニティ	都市景観	<p>本事業の実施により、計画地内の景観構成要素は中層建築物から超高層建築物に変化する。計画建築物は川崎府中線（主要地方道 9 号）の北側においては周辺の建築物と比較して高い建築物となるが、川崎府中線（主要地方道 9 号）の南側や川崎駅周辺には規模の大きな超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成していること、また、川崎府中線（主要地方道 9 号）沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物が立地可能な地区であることから、計画建築物は都心部の都市景観を構成する要素のひとつとして突出するものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないと予測する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、遠方の地点においては、計画建築物の超高層棟が周辺の既存の超高層建築物とともに都心部の都市景観を形成すると予測する。計画地近傍の地点からは計画建築物の出現により高層部の眺望は変化するが、低層部の眺望については、広場や歩道状空地の整備や高木等による緑化を行うことでうるおいが感じられる街並みを形成すると予測し、また、既存庁舎の一部を低層棟として新築復元することで都市の記憶を継承する。</p> <p>計画建築物は既存の本庁舎と比較すると高層部が新たに出現するため、本庁舎敷地の周辺では計画建築物による圧迫感が生じる可能性があるが、本庁舎敷地の外周に歩道状空地を整備し、高木等による緑化を行うことで、圧迫感が軽減すると予測する。一方、第 2 庁舎敷地は広場となることから、第 2 庁舎敷地の周辺では圧迫感が軽減すると予測する。</p> <p>今後、計画の詳細検討にあたっては、人々が集う広場やアトリウム空間は、まちのにぎわいを創出し、それを周辺市街地に波及させていくために、デザインの質について一定の配慮をするとともに、超高層棟のデザインや色彩についても、低層棟のデザインや周辺地域の景観との連続性・整合性を確保し、外観のデザインの質について一定の配慮をすることから、商業・業務機能が集積する都心部にふさわしい優れた景観が形成されると評価する。</p>

表2-1(3) 環境影響の評価の内容

環境要素の項目		環境影響の評価の内容
都市 アメニティ	利用者に 優しい 公共施設	<p>新本庁舎は多数の市民が利用する施設になることから、本事業は、既存の本庁舎及び第2庁舎の課題等を解決するために、「川崎市本庁舎等建替基本計画」に示されている新本庁舎整備の基本目標である「防災・危機管理」、「施設機能・経済性」、「環境配慮」、「文化・おもてなし」、「まちづくり」の5つの基本目標に基づき実施する計画であり、市民が利用しやすい施設になると予測する。</p> <p>また、本事業では、「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」における「望ましい水準」を目標に、窓口カウンターの高さ・形状や車いす動線に配慮した通路幅など、利用者の目線によるきめ細かな配慮を行い、バリアフリー化を図るとともに、車いす利用者やオストメイト対応の多機能トイレや授乳室、点字・音声案内、子どもや外国人にも配慮したピクトグラム、市政情報・災害情報・環境情報を表示するモニターなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った設備の充実に努めることから、新本庁舎はこどもや高齢者、障害者等に優しい公共施設になると評価する。</p>